

(一社) 小千谷青年会議所役員選任規定

第1章 総則

第1条 定款第28条に定める役員を選任手続きは、この規定による。

第2章 役員

第2条 理事長

理事長は本規定第4章、第5章によって選任される。

第3条 直前理事長

直前理事長は、前年度の理事長が就任する。

第4条 副理事長、専務理事、理事

理事は次年度理事長候補者が指名し、総会の決議によって選任される。

副理事長、専務理事は理事の中から次年度理事長予定者が指名する。

第5条 監事

監事は、本規定第6章によって選出される。

第3章 理事長及び監事選出委員会

第6条 理事長及び監事の選出に関する事項を処理、管理するために理事長及び監事選出委員会（以下「選出委員会」という）を置く。

第7条 選出委員会は次の5名をもって構成し、6月5日までに決定し、任期は12月31日までとする。

- (1) 理事長
- (2) 直前理事長
- (3) 理事長が指名する正会員3名

但し、委員が候補になった場合は変更しなければならない。

2 選出委員会は、理事長及び監事の選出に関するすべての運営を行う。

第4章 理事長候補者の資格及び立候補並びに推薦

第9条 選出委員会は理事長選出規定要項を6月25日までに会員に報告しなければならない。

第10条 理事長候補者の資格を有する者は、次の各号に該当する正会員でなければならない。

- (1) 入会5年度以上経過し、年齢30才以上の者
- (2) 役員を2回以上経験している者

- (3) 前年度1年間の例会出席が70%以上の者
- (4) 次年度において正会員の資格のある者
- (5) 会費を期日までに納入している者

第11条 理事長に立候補する者は、次の書類を7月1日より7月5日までの間に選出委員会に提出しなければならない。

- (1) 氏名、経歴書
- (2) 青年会議所における履歴書及び所信
- (3) 推薦人 正会員2名（選出委員を除く）

第12条 前条に規定する立候補者とは別に理事会は候補者を7月5日までに推薦することができる。

第13条 推薦を受けた候補者は7月15日までに第11条に定められた書類を選出委員会に提出しなければならない。

第5章 理事長候補者の資格審査及び選出

第14条 立候補及び推薦候補を受理した選出委員会は候補者の資格審査を7月31日までに行なう。

第15条 前条の資格審査で候補者1名の場合は、総会の承認を得て理事長候補者を選出する。

2 候補者が2名以上ある場合は正会員の選挙によって理事長候補者を選出する。

3 前項の選挙は8月15日までに行なわなければならない。

第6章 監事の選出

第16条 選出委員会は、監事候補者1名以上2名以内の選出を行なう。

第17条 前条によって選出される次年度監事候補者は次の各号に該当しなければならない。

- (1) 入会5年度以上経過し、年令30才以上の者
- (2) 役員を2回以上経験している者
- (3) 前年度1年間の例会出席率が60%以上の者
- (4) 次年度において正会員の資格のある者
- (5) 会費を期日までに納入している者

第7章 次年度理事長予定者及び監事予定者の選任

第18条 選出委員長は、選出された理事長候補者及び監事候補者を次年度理事に報告し承認を求めなければならない。

2 前項の理事会は書面表決によるものとし、次年度理事が選任され、当該事業年度が始まった

のちに速やかに実施しなくてはならない。

3 前2項の理事会は、定款第39条第2項第2号によるものとし、次年度理事長候補者がこれを理事長に請求するものとする。

第8章 副理事長及び専務理事並びに理事の指名選出

第19条 次年度の理事長予定者は、9月末日までに、正会員の中から副理事長、専務理事及び理事を指名しなければならない。

但し、下記の者は被選者となり得ない。

- (1) 選出委員会において監事に選出された者
- (2) 次年度において正会員の資格なき者
- (3) 会費の納入を遅滞している者

第9章 通知・報告・承認

第20条 理事長は、9月末日までに、本規定の定めるところによって選出された次年度の役員の名を速やかに全会員に通知しなければならない。

第21条 理事長は、定款第28条の規定により、12月の通常総会、あるいは12月末日までに行なわれる臨時総会において、次年度役員を選出に関する経過の概要を説明し、その承認を得なければならない。

第10章 役員の新補充選任

第22条 理事長は、本規定によって選出された役員に欠員が生じ、その補充が必要なときは、正会員の中より指名によって選出する。その指名選出は、本規定第19条に準じて行なうものとする。

2 理事長は、役員の新補充選任が行われた以後、最初の総会において役員の新補充選任に関する概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

細則

第24条 本規定の施行に関する規定は、理事会の決議を以て定める。

附則

本規定は、本会議所の設立許可の日から施行する。

昭和59年6月8日施行

平成25年12月20日一部改訂